

8 流通関係

ア 大規模小売店舗

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
大規模小売店舗立地法の指針の見直し (経済産業省)	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申(平成11年5月)を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内(平成17年6月1日まで)に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後3年以上、法施行後2年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う。	逐次実施			(経済産業省) 指針見直しに向けた調査として、大店立地法の運用状況に関する情報収集、大型店に関する基礎的な情報収集、地方公共団体等との意見交換を行い、これらによって得られた情報の分析を進めた。	
大規模小売店舗立地法の趣旨の徹底 (経済産業省)	大規模小売店舗立地法第13条の趣旨(地方公共団体の施策における本法の趣旨の尊重)の周知徹底を図るため、「大店立地法相談室」の業務の充実を図る。また、地方公共団体による同法の運用について、必要に応じて、法の解釈を示すとともに、第13条の趣旨に反する事例が生じた場合には、地方自治法に基づいて技術的助言・勧告を行う。	逐次実施			(経済産業省) 法第13条の趣旨の徹底については、大店立地法相談室を通じ、都道府県等における届出状況・運用状況等を把握するとともに、地方公共団体との連絡会議、地方公共団体の担当者を対象とした研修において、運用方法等に関する技術的助言を行っている。	

イ フランチャイズ・システム

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
本部経営者による加盟希望者への情報開示事項の充実 （経済産業省）	現在中小小売商業振興法施行規則において定められている本部経営者による加盟希望者に対する「フランチャイズ契約締結時の書面記載及び事前説明義務」の対象となる個別事項について、当該制度が経済社会全体に持つ費用対効果の分析を含め、早急な実態把握を行うとともに、それに基づいた制度面での対応を図る。 【中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令（平成14年財務・厚生労働・農林水産・経済産業省令第3号）】	検討	措置済 （4月施行）				
フランチャイズ・ガイドラインの見直し （公正取引委員会）	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」を、公正な情報開示・取引が一層促進されるよう、現在のフランチャイズ・システムにおける新たな問題の発生も踏まえて、見直す。 【フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（平成14年4月24日）】	検討	措置済 （4月改定・公表）				
情報開示制度のサービス分野への適用拡大等サービス・フランチャイズに関する環境整備 （経済産業省） <競争工の再掲>	フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小企業及びベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業等の小売業以外のフランチャイズについても、契約締結時の情報開示等に関する制度の整備について、引き続き、検討するとともに、サービス・フランチャイズ契約全般の在り方について総合的な検討を行い、早期に結論を得る。 【フランチャイズ・チェーン事業経営実態調査報告書（平成14年11月1日）】		実態把握 （11月公表）	早期に措置		<「競争」工を参照。>	

ウ 医薬品等

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し （厚生労働省）	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	検討	検討	検討		（厚生労働省） カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、都道府県に対する調査等を実施した結果、大部分の都道府県からは、医薬品の品質確保及び適切な情報提供の必要性の観点からカタログ販売の品目拡大は適切でないという意見が寄せられたが、一部の府県からは、点眼薬、検査薬等の追加が意見として提出された。これらの品目も含め、一般用医薬品すべてを対象に、成分の安全性や販売時の情報提供の必要性について、「医薬品のうち安全性上特に問題ないものの選定作業に関する検討会」において検討された結果、医薬品のうち安全性上特に問題のない医薬品については医薬部外品へ移行し、販売を自由化することが決定され、これらについては医薬部外品としてカタログ販売も可能となる。	
医薬品販売に関する規制緩和 （厚生労働省） ＜因療イの再掲＞	医薬品について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえ、一定の基準（例えば、発売後、長期間経過しその間に副作用などの事故が殆ど認められないもの、など）に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たものについて、一般小売店で販売できるよう、見直しを引き続き行う。		逐次実施			<「因療」イを参照>	
医薬品卸売一般販売の許可が不要となる店舗についての周知 （厚生労働省）	単に事務処理のみを行う場所については医薬品販売業の許可を必要とする店舗でない旨を周知する。		措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し(厚生労働省)	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。 【平成13年厚生労働省告示第158号及び告示第234号、平成14年厚生労働省告示第389号】	逐次実施			(厚生労働省) 平成14年厚生労働省告示第389号において、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図った。 化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リストの見直しを図る。	
薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討(厚生労働省)	薬局等における医薬品の販売の実態について調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法上の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずべきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずる。	各年の調査結果に基づき、必要に応じて検討			薬局等において、薬剤師の適正な配置がなされるよう、引き続き、都道府県との連携を図り、指導していくこととする。	
管理薬剤師の兼務規制の見直し(厚生労働省)	薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討して所要の措置を講ずる。	状況を踏まえつつ、必要に応じて検討			勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	
同一ビル内等の医薬品一般販売業の移設の手續(厚生労働省)	医薬品一般販売業の店舗を同一ビル館内で単に平行移動する場合の申請手續等について、検討結果を踏まえ見直す。 【平成14年厚生労働省医薬局長通知第0329008号】	措置済(3月通知)				
薬局等を開設する法人役員の診断書の提出(厚生労働省)	法人が薬局及び薬店を開設する場合、法人においてその業務を行う役員であっても、当該法人において、薬事に関する業務に係る意思決定等に直接関与しない者については、医師の診断書に代えて、「精神機能の障害により欠格事由に該当する者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者」でないことを疎明する書面を提出すれば足りることとする等の平成9年3月の緩和措置を拡大し、申請者が法人の場合において、すべての役員について医師の診断書は提出しないこととする。	措置済				
薬歴管理の電子化(厚生労働省)	薬歴の電子媒体による管理について、基準となるソフト等を開発し、その項目について一定の基準を示すこと等により、事業者の効率性の向上を図るとともに、消費者にとっての安心感を与えるべく所要の措置を講ずる。 【「薬剤服用歴(薬歴)の電子媒体による保存に関するガイドライン」周知(平成15年1月17日)】	検討	措置済(1月周知)			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領 （厚生労働省）	一般医薬品の効能効果、副作用、飲み合わせ等消費者にとって重要な情報がより適確に分かりやすい形で提供されるよう、平成11年8月に発出された一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領についての通知に対する実施状況を把握するとともにその周知徹底を図る。 【平成14年厚生労働省医薬局安全対策課長通知第0319001号及び第0319002号】	措置済 （3月通知）				
栄養補助食品に係る規制緩和 （厚生労働省）	いわゆる栄養補助食品について、パブリックコメント等を通じ、内外の意見も聴きながら、できる限り国際的な制度との整合化を図る。 【平成13年厚生労働省令第43号】	措置済 （4月施行）				
食品添加物用炭酸ガスの小分け充填に係る資格要件 （厚生労働省）	食品添加物用炭酸ガスの小分け充填施設に配置すべき食品衛生管理者の資格要件に関し見直しを行い、安全性を確保しつつ、ガス体の取扱い及び充填作業に限定した上で、資格取得のための講習義務等の軽減等の資格要件の緩和を検討する。 【検討の結果、現状の資格要件を維持することとした】	結論				

エ コンテンツ分野等

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期			措置		
		13年度	14年度	15年度			
役務取引に関する独占禁止法ガイドラインの一層の整備等 (公正取引委員会)	コンテンツ分野を含めたサービス分野において、公正な取引をより確保するためには、どのような場合に独占禁止法上問題となるかなどを予め明確にすることが重要であるとの観点から、複雑・多様なコンテンツ取引の実態を十分踏まえつつ、コンテンツの取引についての独占禁止法上の考え方をより明確化するとともに、必要に応じ「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成10年3月7日)の改定を行うなど、市場参加者にとって、より自由かつ公正な取引を行うための環境整備を行う。				措置	(公正取引委員会) コンテンツ取引について独占禁止法上の考え方をより明確にするために「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」を改定した(平成16年3月公表)。	
コンテンツ制作を含めた役務の委託取引に対する下請代金支払遅延等防止法の適用 (公正取引委員会)	取引の適正化を図るため、コンテンツ制作を含む役務の委託に係る下請取引に下請代金支払遅延等防止法の対象を拡大し、新たに法の対象となる取引に対する執行体制の整備・拡充を図る。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出		法案成立後公布・施行	(公正取引委員会) 従来の製造委託・修理委託に加えコンテンツの作成等役務に係る下請取引を規制対象に追加することを内容とする改正下請代金支払遅延等防止法が成立。改正により追加される業種を所管する関係省庁との連絡会議を定期的に開催するなどして役務分野における下請取引の公正化のための体制を整備し、平成16年4月に改正下請法施行。	
コンテンツ取引全般に関する契約見本の策定・周知 (総務省、経済産業省) <ITウ24cの再掲>	コンテンツ取引全般について、その複雑・多様性にも配慮しつつ、その透明化・適正化をより一層進めるため、映像に関わる取引に関する基準の策定や、関係事業者間の十分な協議を踏まえた取引交渉のたたき台となる契約書の雛型(「契約見本」)の策定など、具体的方策について検討し、その結果を公表する。 【アニメーション・テレビ放送番組の制作及び放送権の許諾に関するモデル契約書(平成14年7月5日)】 【「ブロードバンド時代における放送番組制作体制の公正性・透明性をより向上させるための具体的な取組」(「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」合意事項)(平成14年12月26日)】	検討		一部措置済 (7月、12月公表)	措置	<「IT」ウ24cを参照>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
資金調達の多様化に向けた信託の対象への著作権の追加等 (金融庁、経済産業省、農林水産省)	a 現行の信託業法は、信託の対象となる財産として知的財産が含まれていないが、信託スキームは、一般投資家から資金調達をするための極めて有効な手法であることから、著作権等の知的財産を信託の対象となる財産権に追加することについて検討を行い、結論を得る。			検討・結論、措置予定	(金融庁) 受託可能財産の制限を撤廃し、知的財産権を含めた財産権一般を受託可能財産とするため、「信託業法案」を平成16年3月5日に国会に提出済。	
	b 加えて、より多くの多様な信託スキームを実現する観点から、銀行以外の事業会社についての免許要件等を整備し、信託業務を行う者の範囲の拡大を講じることについて検討を行い、結論を得る。			検討・結論、措置予定	(金融庁) 参入基準や行為規制等を整備し、金融機関以外の者による信託業への参入を可能とするため、「信託業法案」を平成16年3月5日に国会に提出済。	
	c また、現行の商品投資に関する事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)は、商品投資の対象として「映画」を認めているものの、これまで許可をした映画ファンドの販売許可業者はごく少数である。したがって、投資家保護に配慮しつつ、より多くの映画ファンドを組成する観点から、複数の役員・使用人が商品ファンド等の実績を持つことなどを求めている許可要件の緩和の可能性について検討を行う。			検討	(金融庁・農林水産省・経済産業省) 映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業について、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和した(商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令の一部を改正する命令(内閣府、農林水産省、経済産業省令第1号)平成16年3月31日施行)	

オ その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
銀行系クレジットカード会社の業務範囲 (経済産業省)	銀行系クレジットカード会社に対する総合割賦方式を容認する。 【平成13年各地方経済産業局長通知】	措置済 (6月通知)					
「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんの解禁 (経済産業省) ◀金融の再掲	産業構造審議会割賦販売分科会中間報告(平成14年12月)における提言の内容を踏まえて、銀行によるリボルビング方式及び総合方式のクレジットカード事業について、実現のための措置を講ずる。		結論	措置 (平成16年4月措置予定)	<「金融」を参照>		
生鮮食料品流通制度 (農林水産省) ◀農水工の再掲	卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面に対抗し得るような競争力の強化を図るため、市場関係者の経営問題、市場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、卸売手数料の問題について検討を行う。	検討	検討	結論	<「農水」工を参照>		
小売市場開設許可 (経済産業省)	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いないようにするとともに、ディベロッパー等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	平成13年度以降引き続き検討			(経済産業省) 道府県及び政令指定市における小売市場の実態や関係者の意向等につき平成15年に調査を実施。今後、関係団体等から情報収集を行うなど引き続き検討を行っていく。		
酒類の共同蔵置所の取扱いの簡素化 (財務省)	複数の酒類の販売業者が共同で酒類蔵置所を設置する場合、使用スペース等を分けしていなくても、酒類の販売業者ごとに蔵置している酒類が確実に特定できる場合には共同使用を認める。 【酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について(平成14年7月4日付1-46課酒国税庁長官通達)】		措置済 (7月通達)				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
期限付き酒類小売業免許の申請 手続の簡素化 (財務省)	開催期間があらかじめ定められている期限付き酒類小売業免許について、既免許者の場合には添付書類の更なる簡素化を図る。 【酒税法及び酒類行政関係事務マニュアルの一部改正について(平成14年7月4日付課酒1-48国税庁長官通達)】		措置済 (7月通達)			
会社分割・合併における酒類販売業免許の取得 手続の整備・簡素化 (財務省)	会社分割により営業主体の変更があった場合の免許の取得について、その手続を整備し、また、営業主体の変更があった場合の免許申請に係る添付書類の削減等簡素化を図る。		結論	措置	(財務省) 会社分割により営業主体の変更があった場合の免許の取得については、課酒1-48(酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について(平成15年7月7日国税庁長官通達))により、申請者が免許を取消されたことがある者でないこと等の一定の要件を満たしているときは、法人の合併等の場合と同様に免許を受けられることとした。 また、その免許申請書の添付書類は、変更事項に係る最小限の書類の添付を求めるとし、課酒1-49(酒税法及び酒類関係事務マニュアルの一部改正について(平成15年7月7日国税庁長官通達))により、その一部については会社の既存資料(分割計画書)の写しでよいこととした。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
大型店舗酒類小売業に係る販売規制の緩和 (財務省)	大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置について、平成15年9月の一般酒類小売業免許に係る規制緩和後の需給等の状況を踏まえ、見直しを検討する。			検討・結論	(財務省) 大型店舗酒類小売業免許等の特例的措置については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)附則第3条 検討 において、「政府は、この法律の施行の状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性、地域社会における酒類小売業者の役割等を勘案し、酒類の販売業免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされたことから、同法の施行状況等も踏まえ、幅広い観点から引き続き検討することとした。 なお、大型店舗酒類小売業免許に係る販売する清酒の範囲については、課酒1-48(酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について(平成15年7月7日国税庁長官通達))により、「500ミリットル以下の容器入りのリサイクルの対象となる瓶詰品」に拡大した。	
米穀小売業の登録更新手続の簡素化及び登録の有効期間の延長 (農林水産省)	米穀小売業の登録更新手続における更新申請書の添付書類については、登録要件の充足を確認するために必要な必要最低限のものとするように簡素化を行うとともに、登録の有効期間(3年)を延長する。 (第156回国会に關係法案提出)	検討開始	検討・結論(法案提出)	法案成立後公布・施行	(農林水産省) 業者登録制度については、平成14年12月3日に決定した「米政策改革大綱」を受け、有効期間の定めのない届出制を導入すること等を盛り込んだ食糧法改正法案を第156回通常国会へ提出した。 同国会により食糧法改正法が成立し、平成16年度より施行される。これにより、更新登録の手続きは不要となる。	
古物営業法に係る届出等手続の緩和 (警察庁)	古物営業法に係る変更届出において、届出期間の延長を行う。			検討・結論	(警察庁) 古物営業法施行規則の一部を改正する規則(平成15年国家公安委員会規則第11号)が平成15年9月1日に施行された。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
たばこ小売販売の許可に係る事務処理期間の短縮 (財務省)	たばこ小売販売業の許可事務に係る処理期間について見直しを行う。			検討・結論	(財務省) 「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領について」通達の一部改正(平成16年3月31日付財理第1245号)により、たばこ小売販売業の許可事務に係る事務処理期間を「3月以内」から「2月以内」に短縮した	
効率的なSCM構築に向けた下請法の運用明確化 (公正取引委員会、経済産業省) <競争工の再掲>	効率的なサプライチェーン・マネジメント(SCM)構築に向けて、下請法の運用明確化を図る。		検討・結論		<「競争」工を参照>	